

独立行政法人海員学校の中期計画の変更に係る  
国土交通省独立行政法人評価委員会の意見について

平成13年11月22日  
(お問合せ先)  
国土交通省政策統括官付  
政策評価官室  
5253-8111(代表)  
(内線:53413)  
5253-8807(直通)

(1) 中期計画の変更の内容

平成13年11月5日付で国土交通大臣に対し、独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人海員学校から中期計画の変更の申請がなされた。当該申請の内容は、本年3月期に発生した芸予地震により独立行政法人海員学校の波分校の校舎、学生寮、体育館等が被災したことから、平成13年度補正予算(平成13年11月16日成立)によりその災害復旧を行うため中期計画のうち資金計画等の一部の変更を行うものである。

(2) 国土交通省独立行政法人評価委員会の意見

このため、平成13年11月8日付けで国土交通省独立行政法人評価委員会(以下「独立行政法人評価委員会」という。)に対し、独立行政法人通則法第30条第3項の規定に基づき、国土交通大臣から独立行政法人評価委員会の意見を求めたところ、平成13年11月15日付けで独立行政法人評価委員会から当該事案に対する意見はない旨回答があった。

なお、当該独立行政法人海員学校の中期計画の変更については、平成13年11月16日付けをもって独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可がなされた。変更後の中期計画については、官報及び独立行政法人海員学校のホームページ等により公表される。